







ルの対策をどのように考へています。振興課長 県と協力して、サルの行動範囲調査を行います。その調査結果次第で、捕獲器等の施策を考える予定を立てています。

**守屋保志** 財産貸付収入で指定管理者 村有地の内訳を伺いいます。

**総務課長** 指定管理者4社、上野原警察署、ソフトバンクに貸している土地の収入を計上しています。

**酒井隆幸** ふるさと納税の山梨市と協定について条件の内容について伺います。

**総務課長** 条件ですが、桃の品種で取り扱えないものがあります。それ以外については、今後事務サイドで条件がついてくると思われます。

**酒井隆幸** 令和4年度は、桃を返礼品として取り扱う確約はあるのですか。

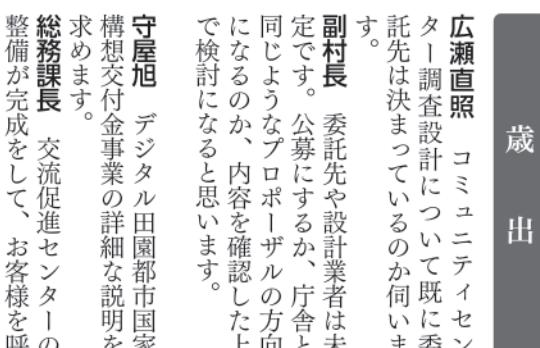
**総務課長** 契約は1年1年の契約になります。令和4年度の契約をこれからします。令和5年度以降についても、この信頼関係を強くして、5年度、6年度も契約できるようにしていきたいと思います。

**村長** 山梨市にお世話になるばかりでなく、村の返礼品でもあります。山梨市市長を山梨市で使えるの水とか焼酎を山梨市で使われる事で山梨市コーナーを作るなど出来る事をさせていただく考へています。

**副村長** 定です。公募にするか、庁舎と同一ようなプロポーザルの方向になるのか、内容を確認します。で検討になると思います。

**守屋旭** デジタル田園都市国家構想交付金事業の詳細な説明を求めます。

**総務課長** 交流促進センターの整備が完成をして、お客様を呼んでいます。



付金について、2年間、同じ質問をしていますが、林道の使用と合鍵の貸付けの交渉は進展しましたのか伺います。  
**村長** お願いはしていますが、進展はありません。  
**守屋保志** 交渉の日付、交渉相手、その内容のデータ化をして、戦略を練り、公益につながるよう求めましたが、それが出来てないのか伺います。  
**村長** できていない部分もあります。12月23日に私が年末の挨拶に行つたときに、開けていただけないかとお願いしましたが、落石の危険がかなり心配されるというところで、「ご勘弁いただきたい」との回答で、そう言われてしまふと返答しようがないという現状です。戦略と言われるごとに答えていたので、東京都と交渉したいと思いますので、そのときにはよろしくお願ひします。

付金について、2年間、同じ質問をしていますが、林道の使用と合鍵の貸付けの交渉は進展しましたのか伺います。  
**村長** お願いはしていますが、進展はありません。  
**守屋保志** 交渉の日付、交渉相手、その内容のデータ化をして、戦略を練り、公益につながるよう求めましたが、それが出来てないのか伺います。  
**村長** できていない部分もあります。12月23日に私が年末の挨拶に行つたときに、開けていただけないかとお願いしましたが、落石の危険がかなり心配されるというところで、「ご勘弁いただきたい」との回答で、そう言われてしまふと返答しようがないという現状です。戦略と言われるごとに答えていたので、東京都と交渉したいと思いますので、そのときにはよろしくお願ひします。

ぶための事業としてデジタル田園都市国家構想交付金事業を申請しています。法人会員と村の事業者が協力をして、何か事業をやりながら来村者を増やしていく、例えば女性をターゲットにしたモニターツアーをして、村を知つていただき、村に来ていただきましょうといった事業をPR活動も含めて、実施する事業です。3,000万円の半分については交付金の対象です。のこり半分は村の支払いですが、5分の4は、別の臨時交付金なので村の支出は300万円で済みます。今申請をしている段階なので、決定通知が来次第、進めていきます。

付金について、2年間、同じ質問をしていますが、林道の使用と合鍵の貸付けの交渉は進展しましたのか伺います。  
**村長** お願いはしていますが、進展はありません。  
**守屋保志** 交渉の日付、交渉相手、その内容のデータ化をして、戦略を練り、公益につながるよう求めましたが、それが出来てないのか伺います。  
**村長** できていない部分もあります。12月23日に私が年末の挨拶に行つたときに、開けていただけないかとお願いしましたが、落石の危険がかなり心配されるというところで、「ご勘弁いただきたい」との回答で、そうと言われてしまふと返答しようがないという現状です。戦略と言われるごとに答えていたので、東京都と交渉したいと思いますので、そのときにはよろしくお願ひします。





学びを深めるというのが目的です。

計画期間は、1年間で、毎年

どのようにしていくかというこ

とを検討していきます。

**守屋保志** 事業計画は今そこに

ありますか。あります。

**教育長** 年間計画として活動予

定は小中学校で、作成してあり

ます。

**守屋保志** 学校に任せて、それ

からこの時間活動表を起したわ

けですか。

**教育長** 学校にお任せというよ

りも校長が中心になつて計画を

立てる運びになつています。

**守屋保志** 教育委員会の主体で

はなく、学校が主体なのです。

**教育長** 来年度以降は、小中学

校が、主体となつて運営してい

く事になります。

**守屋保志** 目的があつて活動表

が出来るのなら、まだ分かりま

すが、事業計画書自体がなく、

それは学校で立てている、この

活動表の時間を算出した根拠は

井勘定でやられているのでしょ

うか。

**教育長** 井勘定ではなく、学校

現場とコーディネーターと教育

委員会が参加して作成したもの

です。

**守屋保志** 1年間の計画期間を

立てて、目的が達成されたとき

には、どのような効果があるの

か伺います。

**守屋保志** 令和3年度予算審議

時に小中一貫型、一貫型の義務

教育学校併設型について議論し

れませんが、小中一貫型の学校

を推し進めるに当たっては、ど

うしてもこのコミュニティス

クールを小中学校に導入する

ことだと思つていました。それ

を今年から始めますので、1年

間これに最大力を入れて、定着

していくようにしたい。その後

に、ソフト面の充実があつて初

め、その後にハード面のこと

を徹底的に検討できればと思つ

ています。

**守屋保志** この一貫型の学校と

いうのは、前教育長から進行管

理事業として、4年間継続され

なくなる事が現実のものにな

るのではないかと4年間ずつ

と思つていました。だから、い

まだに足踏み状態だと厳しく

言わせていただきました。こう

した実態を踏まえ村長と教育

長の考えを伺います。

**守屋保志** 今年度そのコミュニティ

の根拠となる資料の提出と説明

**守屋保志** 報酬のこの時間単価

を設定した根拠はありますか。

が、外部指導者につきましては、県の外部指導者の金額の

についての900円は、本村の会計年度の時給単価です。それが、今現実に至つています。

**教育長** 一つ一つ着実に定着させていますが、財政的にも大変厳しく、理由にならないかもしれません。

が、今の現実に至つています。

**教育長** 一つ一つ着実に定着させていますが、財政的にも大変厳しく、理由にならないかもしれません。

が、今の現実に至つています。

**教育長** 一つ一つ着実に定着させていますが、財政的にも大変厳しく、理由にならないかもしれません。

が、今の現実に至つています。

**守屋保志** 令和3年度予算審議

時に予算の意味と考え方がありますので、抜粋してご紹介します。

**守屋保志** 教育に関する待つ

たなしの、問題だと考えていま

すので、現実的な施策の実施と、またその発信をしていただ

き、丹波山ブランドを早期に構築し、周知を望みますが考え方

と、またその見返りとして

してはこの年度にどれほどの公

課、公租を義務づけることにな

るか、また、その見返りとして



的にゼネコンの要求額から5,408万4千円減の1億6,116万1千円となっていま

すが、減額の経緯を伺います。  
**副村長** 私どもがCM契約している山下PMCが村の立場になつて、これは当初の要求水準なつて、これは当初の要求水準書に入っている、これは認められない、これは認めましようという整理をするわけです。

ゼネコンの要求額というのは、トータルで2億1,500万円を超えてますけれども、当初はもつと高額でした。最終的にこの金額に落ち着ついたのは山下PMCのマネジメントの結果です。

**白木昭一** 地中障害対策費が約5,000万円の補正ですが、私の考えでは、地質調査に間違いがあつたと私は思っています。地質調査の結果を見せてもらいましたが、10センチのパイプで12センチ以上の障害物が当たると、それが障害物と認定されています。これは管理監督する山下PMCの監督責任もあるのではないかと思いますが、考え方を伺います。

**副村長** 6か所ボーリング調査をしましたが、その結果では、巨石、大きな障害物は確認できなかつたというのは事実です。土の中は見えないものです。PMCでもこれは分からなかつた。仮にそれでその巨石が確認できたら、当然その時点での予算を計上します。ですから、この

ことについては誰も責任は負えないと考えます。

期を延長し再度審議となりました。

説明を進めて行くのか伺います。

事業なので、今月中には出来ると思いますので、4月以降どのような予約システムなのかも含めて、観光業者とも相談をしていました。

**廣瀬直照** ZEB工事は全て補助金でできました。

**副村長** ZEBについては、全て補助金で賄っています。

**廣瀬直照** 庁舎建設工事現場は国道に面し、バス停等もあるので、安全対策をしっかりとただきたい。

**副村長** 現場は直接国道に面していることから、安全対策については、定例会議の都度くどいほど言っています。

**酒井隆幸** 庁舎整備基金の残高を伺います。

**副村長** 5億5,000万円、府舎整備基金として積み立てています。このうちの3億4,000万円を今回に充てて今まで、残りが約2億1,000万円です。

### ■人権擁護委員の推薦について

木下修一さんが承認されました。任期は令和4年6月1日から令和7年5月31日までです。

**議員発議** ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議 提出議員 守屋旭 全会一致にて可決

### ■令和4年度一般会計予算案 採決

丹波山交流センター運用管理、コミュニティスクールの利用について、説明不足の為、会

## 丹波山交流センター 管理運営について

**守屋保志** 令和4年度の交流促進センターは、直営で管理運営

するとしていますが、業務委託なのか、職員が行うのか、所管部署を含め伺います。

**総務課長** 現在検討中です。委託をするのであれば、公募をします。また所管は地方創生推進室です。

**守屋保志** 管理運営計画で管理人業務や施設の清掃やシーツ類の管理、食事の提供のあっせん等、予算算出時の考え方とか、査定の甘さが、ここでも明らかになりましたが、この事をどのように進めていくのかを考えを伺います。

**総務課長** 議員の指摘通り、管理運営計画をつくっていく中で、試算が甘かつたと思います。委託料を、場合によつては、今後補正をさせていただくということも出てくると思います。

## 特定づくり協同組合について

**守屋保志** 研修に参加された方からの報告書を拝見した感想です、皆さん、雇用確保の観点から、協同組合の参画の意向を示し、設立に対して意欲的であることをおっしゃっています。

**守屋保志** 丹波山村の人材不足解消に、観光施設の予約等も推進交付金事業で、取り組んでいるの話とウェブサイトで行います。これは交流センターだけではなく、交流センターの予約の方法を含めて進めていきたいと思つています。

**総務課長** 協同組合を立ち上げる際、各事業者には話が行つてます。そこで、残った事業者が、この5事業者だと思います。

**守屋保志** 丹波山村の事業者ですが、皆さんは、雇用確保の観点から、協同組合の参画の意向を示し、設立に対して意欲的であることをおっしゃっています。

**守屋保志** 参画予定業者は、商工会や観光協会へ属されている事業所と考えます。限られた財源であることをから、この二つの団体への補助金の在り方等を考慮した上で、協同組合の設立を判断されたかどうか、村長の考えを伺います。

**守屋保志** 一つの団体が増えると村の負担が増えますので、一つの団体で出来るのであれば、ぜひそうしていただきたいと、伝えているつもりです。

総務課の職員の報告書でも、

事務局の職員について触れていますが、執行部の見解を伺います。

**総務課長** この制度をうまく活用していくことは、やはり事務局がしつかりしないと、うまく回せないと思いますので、話を聞いていきたいと思つています。

**守屋保志** 総務課としては、事務局職員について、丹波山観光推進機構職員を兼任させる考え方あるのですが、どのよう

に御指導されているのか伺います。守屋保志 4月以降、丹波山観光推進機構と話をして、運営計画等を、村に出していただきながら、検討課題として進めています。

**総務課長** 4月以降、丹波山観光推進機構と話をして、運営計画等を、村に出していただきながら、検討課題として進めています。

**守屋保志** 現在、参画事業者が5団体ということですが、協同組合の参加資格と、何らかの審査を経て決定されたのか伺います。

**守屋保志** 参画予定業者は、商

業会や観光協会へ属されている事業所とと考えます。限られた財

源であることをから、この二つの団体への補助金の在り方等を考

慮した上で、協同組合の設立を

判断されたかどうか、村長の考

えを伺います。

**守屋保志** 特定地域づくりの予



# 一般質問



酒井隆幸議員

### 地域おこし協力隊及び 地域活性化企業人の 採用について

**酒井隆幸** 地域おこし協力隊採用の今までの歩みと現状について

**村長** 地域おこし協力隊は、都  
市地域から過疎地域等の条件不  
利地域に住民票を移動し、地域  
ブランドや地場産品の開発、販  
売、PR等の地域おこし支援や、  
農林水産業への従事、住民支援  
などの地域協力活動を行なうが、  
ら、任期中にそれぞれの技術や  
ノウハウを習得し、任期後は、  
その後地域への定住、定着を図  
ることを目的としたものです。

隊員は、それぞれの自治体が  
募集し、面接試験を経て採用

し、その後村長が任用するもので、任期は最長3年です。丹波山村での地域おこし協力隊の採用は、平成26年度からスタートし、令和2年度末まで合計19人採用しており、令和3年度は新たに10人の隊員を採用し、現在活動している隊員は14人となっています。

それらの隊員は、村内の法人に出向し、地域活性化に関する業務に携わっております。それらの隊員活動を周知するため、昨年11月に丹波山村地域おこし協力隊上半期活動報告を戸配布し、活動内容を公開しています。

次に、丹波山村の地域おこし協力隊の定着率、他地域との比較についてですが、令和3年5月1日現在、任期満了卒業人数12名で、村に存在している人數9名、定着率は75%です。他地域の定着率ですが、総務省令和元年度地域おこし協力隊の定住状況に係る調査結果では、山梨県全体で55.3%、長野県が64.2%、静岡県が83.3%、岐阜県が58.4%となっています。

個人で村と委託契約を結び、起業に向け活動する委託型の2種類の雇用形態を設置します。また、村内法人に派遣する隊員についても、積極的に協力隊員として活動することが不安だという方々のために、2週間から3か月の間、地域おこし協力隊の業務を体験していただく、地域おこし協力隊インターン制度も令和4年度から導入していきます。

**酒井隆幸** 地域活性化企業人のこれまでの契約件数について

**村長** 地域活性化企業人の制度は、地方公共団体が三大都市圏に所属する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組で、派遣元企業に対する負担金など企業の受入れをする経費、一人当たる上限額・年間560万円が地方交付税措置の対象となる制度です。採用期間は1か月から最長3年とされています。

丹波山村では、令和2年度から地域おこし企業人の採用を始めました。令和2年度は、株式会社アイ・エフ・クリエイトと株式会社スタンスの2社から株式会社エービーシースタジルと、アグリマスク株式会社の2社と協定を締結し、合計4社と協定を締結していました。

現在は、株式会社アイ・エフ・クリエイト、株式会社スタンス及びアグリマスク株式会社の3社と継続して協定を締結しています。

**酒井隆幸** 地域活性化企業人の現在の活動内容  
**村長** 株式会社アイ・エフ・クリエイトは観光振興施策に対する情報発信、集客を指導及び助成することを目的として協定を締結しています。一般社団法人たばやま観光推進機構の事業サポートなどを実施しています。  
株式会社スタンスは、離島百貨店事業を生かした観光振興施策に対する情報発信、集客の指導及び助成していくことを目的として協定を締結しています。島根県海士町（あまちょう）の先進的な取組やノウハウの紹介、内閣地方創生テレワーク交付金など、各種省庁の交付金申請のアドバイスをしてもらっています。  
アグリマス株式会社は、学校や公共施設で健康プログラムを実施するとともに、のめこいワーケーションの取組のアドバイスや会員獲得に向けた取組を実施、丹波中ににおいても、体育の授業で空手の指導も実施しています。  
**酒井隆幸** 今後の方針について  
**村長** 丹波山の魅力や地域独自の価値の向上のため、民間企業等がすぐれた知見を持つ大切な社員を企業に籍を置いたまま一定期間派遣していくだけができるかどうかが課題となります。今後は、そうした実績のある企業人との契約の見直しも必要であり、契約する場合は活動内容を明確に規定するとともに、その成果を報告させ、一定期間村に在籍することを条件に契約を締結したいと考えています。

**総務課長** 今企業のほうに派遣されています。14人に今なつているんですけど、幅広いところに行っているのを少しうちのほう、村のほうとしても理解をして、また採用方法等もちよつと考えながら各種団体等の意見も聞きながらの採用もしていくと、いうことで、職種などをちょっととうちのほうも整理させていたところだくという形でのことで、今回設置要綱のほうを改正させていただいております。

**酒井隆幸** 任用型と委託型の形式とは。

**総務課長** 任用型隊員は企業に派遣される地域おこし協力隊員が任用型になります。委託型隊員というのが、村とその地域おこし協力隊本人が業務委託契約を結んで、その方が起業を目指すために一時的に企業でお世話をになつて、自分のスキルをアツプする形を委託型といいます。

**酒井隆幸** 任用型と委託型の募集は募集時では明確にせず、来てもらつたときに、どちらに振り分けるかを役場と協議した上で行うという形にした方が良いのではないか。

**総務課長** 募集に応募してくれた方と二つの選択肢について選べるようになります。

**酒井隆幸** 各企業に派遣する上限を3人にした算出理由について伺います。

**総務課長** 現在村では住むところが追い付かないという状況になってしまいますので、1事業者せめて3人までにさせていただきたいと、今後は事業者の方と何人ぐらいい村に地域おこし協力隊が必要かどうかについての調査をしていきます。

ただし、この3人ですが、ただし書きがあり、「村長が特別

11 | No 17

に認める場合はその限りではありません

い」との特例もあります。

**酒井隆幸** 総務省の要綱を見て

も、人數の制限などは一切書いて

おりません。その制限をして

理由をもう少し詳しく教えて

いただきたい。

**副村長** 地域おこし協力隊は、

3年の任期という絶対条件があ

りまして、1事業者で何人も採

用すると、その3年後には、そ

の人数が減ってしまいます。そ

もその目的というのは、その

事業所に働いて十分にその事業

のノウハウや何なりを身につけ

て自分で起業するという本来の

目的があります。これを一般的

な事業者が、3人を超えて5人

も6人も採用してしまいます

と、その方たちの任期が終わっ

たらいいきなりいなくなる。です

から、そういうことを考え方

で、村長が特別に認めるとい

う特例規定は入ってあります

が、本来の目的を達成するため

には、1事業3人が限界と考え

ています。

**酒井隆幸** 企業が5人、6人雇

うとなつたら、村長が認めれば

雇えるのですか。

**副村長** 国の方針としてもまだ

8,000人規模にするという

考え方もありますので、柔軟に

対応していきます。

**酒井隆幸** 地域活性化企業人

について

**酒井隆幸** 地域活性化企業人

が、どのような活動を村でして

いるのかというのが見えてこな

いので地域おこし協力隊のよう

に広報を発行するのか、ぜひ検

討していただきたい。

**総務課長** 企業人が村の地域活

性化について頑張つて取り組ん

でいることを広報していきたい

と思います。

**酒井隆幸** 地域活性化企業人の

選考方法、契約件数などの上限

は村として決めているのか伺い

ます。

**総務課長** 令和4年度について

は、4企業の分を予算化させて

いただいてるので、最大でも

四つの企業で行きたいと思つて

います。選考はこういう企業は、

丹波にこういう活動をする等あ

りましたら、話をさせてもらつ

て、その企業が企業人という契

約にふさわしいかどうか等の選

考等をさせていただきたいと思

います。

**酒井隆幸** いい人がいれば、数

の上限はなく取るという形で

しょうか。また、先日村にある

企業の方が地域活性化企業人

申し込みをされて、数の理由か

ら無理だと不採用と答えを聞い

たのですが、それは村としては

事実ですか。

**総務課長** 相当企業とは、話を

させていただきました。数とい

うことではなくて、この令和4

年度は、村の企業と団体等々連

携を取つていただいて、いろいろ

丹波山の活性化についてやつ

ていただきたいたい。それによつて、

来年度になるのか、それとも令

和4年度の途中からになるの

か、それとも令和5年度になる

のか検討する形で、数で切つた

わけではありません。まずは、

いたしました。

**酒井隆幸** 違つた形で村と関

ん。事業、活動をしていただい

た分の対価をという話はしてい

ます。

**酒井隆幸** その方とかその企業

の肩を持つわけではないのです

が、採用に関して村の執行部だ

けで決めるのではなくて、役場の

これからを担う若い職員や村の

企業などと、その企業と一緒に

なつて話し合いで決めていただ

ります。

**総務課長** 若い職員等にも話を

させてもらって、今後考えてい

きたいと思います。

**特定地域づくり協同組**

合のその後について

**酒井隆幸** 特定地域づくり協同

組合の現在の進行状況について

申込を受け、数の理由か

ら無理だと不採用と答えを聞い

たのですが、それは村としては

事実ですか。

**酒井隆幸** 特定地域づくり協同

組合の現在の進行状況について

申込を受け、数の理由か

ら無理だと不採用と答えを聞い

たのですが、それは村としては

事実ですか。

**酒井隆幸** 特定地域づくり協同

組合の現在の進行状況について

申込を受け、数の理由か

ら無理だと不採用と答えを聞い

たのですが、それは村としては

事実ですか。

**酒井隆幸** 昨年3月の議会の中

で、事業者が納得した上で慎重

に精査し事業を行つていただきたい

と答弁がありました。執行部

新たに団体を設立することは、

新たな補助金を支払い続けるこ

とにもつながり、財政的負担が

かかることも懸念しています。

県内の早川町では、昨年12月

に協同組合が設立されました。

村では、その運営状況を確認す

ることや、協同組合が目指すマ

ルチワーカーを活用した人材派

遣業と1事業所に専念して勤務

し、その後独立して定住を目指

す地域おこし協力隊の在り方が

並行して共存可能かなどを考え

合わせながら、今後、慎重に検

討したいと考えています。

**酒井隆幸** 昨年3月の議会の中

で、事業者が納得した上で慎重

に精査し事業を行つていただきたい

と答弁がありました。執行部

は協同組合制度の現状理解はし

ているのか伺います。それに運

営費等が別に600万円です。

今後活動が活発になると二人で

ずつと行くというわけではなく

400万円、二人で800万円

事業費がかかります。それに運

営費等が別に600万円です。

今後活動が活発になると二人で

ずつと行くというわけではなく

400万円、二人で800万円

事業費がかかります。それに運

営費等が別に600万円です。

今後活動が活発になると二人で

ずつと行くというわけではなく

400万円、二人で800万円

事業費がかかります。それに運

営費等が別に600万円です。

今後活動が活発になると二人で

で75万円、残りの2分の1で特

別交付税が35万円、市町村の負

担は一人300万円に対しても

37・5万円です。3人雇うと年

間かかるのが112・5万円の

お金で、これしつかり事業協同

組合がちゃんと運営していくと

いうのが前提ですが、それで若

い方たちが村に来て働くことを

考えたら、費用対効果的には、

これはかなり安いと思うが、考

えを伺います。

**村長** 確かに112万5,00

0円というお金は安いと言われ

れば安いかも知れませんが、こ

れから先、払い続けるという事、

新たに法人設立となると、その

法人が本当にこの先ずっとやつ

ていいけるのかと、いう懸念も正直

あります。その辺も事業体が

しっかりと今後もやっていく方

向性を村に示してくださいとい

う投げかけをしている部分もある

ります。早川町や87で関係の

ある新庄村でも始めたので、意

見を聞いて、いいところばかり

ありました。

1年間かけて協議し、そして最

後に議員の皆様にも説明する

という約束を昨年の予算のとき

にもさせていただきました。そ

の辺をしつかりとクリアにして

納得した上で設立するのであれ

ば村としてもオーケーを出した

いと考えています。

**酒井隆幸** 私も、事業者の一員

として、特定地域づくりに関し

て勉強して、先ほども言いまし

組合も先日、組合を設立して1年と、まだまだ試行錯誤を繰り返しながら行っている段階だということでしたが、毎月定例会に来られる組合員が意見交換をしたり、職場の悩みや情報交換の一体感は端から見てもすごくうらやましく思っています。海士町は、人が人を呼び若者がまた新たな若者を呼ぶ連鎖もう確立されていますが、派遣職員も全員20代と若く、しっかりととした自分の考えを持った方たちでした。今、村長はかなりデメリットのことばかり言つて、主になるかというのは、これから決める事ですが、その主になら、その点は、しつかりどこが山元独自の協同組合の在り方というのが必ず存在すると思うので、その点は、しつかり検討を重ねた上で、進めていっていただきたいと思いますが、村長の考え方をもう一度伺います。

## 今後のふるさと納税の取組について



**村長** 丹波山村のふるさと納税は、従前から返礼数を増やしてきたもの寄付額は500万円で600万円台を推移してきました。しかし、共通返礼品である、山梨の桃を扱い始めた令和2年度から急激な伸びを見せ、寄付額が6,500万円に迫り、令和3年度は、2月14日現在7,044件、7,525万円5,500円となっています。

**守屋旭** 返礼品のうち、丹波山村と他市町村の共通返礼品割合について。

**村長** 2月14日現在で丹波山村の返礼品に対する納税額が6,96万円5,500円、9・2%、一方他市町村の返礼品に対する納税額は6,829万円で90・8%となっています。村のふるさと納税は、県内の共通返礼品、特に山梨市の桃が大部分を占めていましたが、昨年山梨市が桃を共通返礼品として提供することを取り下げることを表明いたしました。そのため寄付額の大

また、丹波山村は11業者さんと返礼品の取り扱いをさせていただいたんですけれども、ほかの市町村はいろんな中間業者が入り、実際に山梨市の桃じやんなのを山梨市産と偽るようなグレードな部分も多少あるようなこともあります。そういったこともあって、そういったこともあって、そういう信用ができないし、クレーム

**村長** 今回、山梨市からの返答によりますと、担当者のご尽力のおかげだということを、向こうの担当者から直接話しがありました。今回担当課が頑張ったとのと、関係業者からもかなり強く言つていただいたようで、その辺もかなり効果があつたと思っています。

**守屋旭** なぜ丹波山村だけがまた継続になつたのかという市長との話しで何か理由があれば教えていただきたいです。

幅な減少は避けられない」と判断し、令和4年度のふるさと納税の歳入予算の予算額は、大幅減の1,000万円として計上しました。その後、ふるさと納税担当者が山梨市に赴き共通返礼品として認めてもらうべく粘り強く交渉するとともに、私も県内での会議の際に山梨市の高木市長に直接お願いしました。その後、改めて文章で共通返礼品として継続してほしい旨をお願いしていったところ、先月19日で共通返礼品とするすることを同意する旨の回答をいただくことができましたことから、昨年並みのふるさと納税額が確保される見込みとなりました。そのため、2月21日には、私が山梨市に赴き、直接高木市長にお礼を申し

**村長** 今後は、共通返礼品に頼るばかりではなく、村の返礼品の品目を増やすことや、村内業者には体験型の返礼品の開発なども依頼しています。

**守屋旭** 山梨市にもワイナリーが幾つかあると思うので、そちらのワイナリーに提供して、ワインを貯蔵してもらったりといふことは考えているのか、それともそれも可能なのか伺います。

**総務課長** 山梨市にもそういうワイナリーがあります。村のワイン樽のほうをまた進めていきたいと思っています。

**総務課長** 山梨市から、返礼品に使える条件が来ますので、これからまた事務サイドで話し合いでをしてから、確定しますので、それに応じて、6月か9月議会まで7,500万円をまず目標に掲げて増額補正をしていきたいと思っています。

いろいろな話も聞いていますので、どうした事も理解いただけたのかなと思っています。

**守屋旭** これから多分山梨市との話し合いになると思うんですけども、道の駅たばやまに山梨市のコーナーを設置し、フルーツや特産品を販売はいつ頃を予定しているのか伺います。

**副村長** 山梨市の特産品というのには、フルーツが多いと聞いていますので、フルーツが出来始めるとところからコーナーを作つて開始したいと思っています。

**守屋旭** 今後山梨の桃が使えるということで、納税額が増えると思いますが、増額補正是いつ頃組む予定なのか伺います。

**守屋旭** 企業版のふるさと納税は企業にとってどのようなメリットがあるのか伺います。

する協調を締結し、3年間商学部の学生を受け入れ、様々な活動を実施してきました。この期間は、中央大学の予算により商学部が事業を行ってきましたが、新年度以降は、企業版ふるさと納税を受け入れて当村から中央大学商学部に委託等を行い、事業を実施していく予定です。**守屋旭** 新年度以降、企業版ふるさと納税を受け入れて、村から中央大学に委託してという答弁でしたが、これはどこかの企業がふるさと納税をしてくれるという担当があるのか伺います。

**守屋旭** 企業版ふるさと納税の呼びかけや取組を行つてあるのか。以上、お答えをよろしくお願いいたします。

**村長** 昨年3月に地域再生計画の認定を受け、企業版ふるさと納税の受け入れが可能となりました。現在企業版ふるさと納税を受け入れるために、内閣府や山梨県のサイトに事業を掲載して寄付を募集しています。また、地域活性化企業人のアグリマス株式会社に協力を仰ぎ、企業版ふるさと納税を国内企業にPRを実施しています。

さらに、中央大学 commerce 部と2019年3月にSDGsを実現するビジネス人材への地域連携型問題解決学習に基づく育成を目的として、交流、連携に闘

を生かした企業にとつても新しい事業の展開ができるという企業にとって三つの企業メリットがあるということ、企業版ふるさと納税を進めているよう



## 白木昭一議員

### 令和2年度の一般会計 歳入歳出について

**白木昭一** 令和2年度の一般会計歳入歳出について村の監査委員より、重く受け止めるとの指摘がありました。多額の基金取り崩しについて、何に使われたのか詳細に説明してください。

**村長** 丹波山村には16種類の基金があり、令和2年度はその内の財政調整基金8,000万円、公共施設整備基金5,100万円、庁舎整備基金4,100万円の合計1億7,200万円を取り崩しております。財政調整基金の8,000万円は、予算の財源が不足する場合にそれを取り崩すためのもので、一般会計予算全体にわたる経費を使われてはいますので、使途についての限定は難しいと考えています。公共交通施設整備基金5,100万円ですが、村の公共交通の整備を行うためのもので、住宅の

解体新築工事587万5千円、簡易水道事業で自動通報装置設置工事、用水修繕など616万4千円、道路橋梁維持費472万1千円、定住促進住宅管理費4千円、小学校体育館屋根漏水修繕及び校舎裏排水管施設修繕309万円などが主なものであります。庁舎整備基金は、新庁舎建設工事のためのものです。

**白木昭一** 審査報告書を基に重要な箇所だけを抜粋して質問をさせていただきます。  
**白木昭一** 1億7,000万円という大変私は驚いています。監査報告書を読み上げますので村長の考え方を伺います。

**白木昭一** 「初めて1億7,200万円基金の取り崩しとなつた考え方を変えて予算執行をしていくよう、バランスを見ながら何でも事業を実施するのではなく、バランスを考えて優先順位をつけて村を存続するための事業を行なうように」

**村長** 決算審査報告書は真摯に受け止めましてやつてていくしかないと思っています。なるべく担当者、職員も含めていろんな村のお金を使わないように財政補助金を探していますが、どうして、それでも村のお金が必要な時ややらなければならぬということもあります。使ったお金を取り戻すとともにありますし、今、お金を使つたものがここで実際返つくるかどうか難しい部分はありますが、使つたお金を回収でき

るような方向で考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

**白木昭一** 総務費について。状況を改善するための方策はどのように考えているのか伺います。

**村長** 公金を取り扱うための伝票処理は、法令等で規定された細かな手続が多く、役場内部の管理面だけにとどまらず、国や県、村民、事業者などの関係もあることから、公正、正確で迅速な処理が求められます。会計処理の方法や手続は地方自治法、同法施行令及び丹波山村の会計事務にかかる諸規則を初めとする財務関係の法令により定められていますが、公正で正確な事務処理を行うためには、全ての職員が財務会計のルールをよく理解し、正しい知識を身に付けること、そして、組織としてのチェックが常に適正に寄与するよう心がけなくてはなりません。そのためそれらの内容を詳細に解決し、具体例を盛り込んだ丹波山村独自の会計事務ハンドブックを作成し、全職員に配布するとともに、毎年年度がわりのたびに研修を実施しています。

**白木昭一** 処理をするに会計ハンドブックでやつているそうですが、どのような形で指導をしているか伺います。

**副村長** 現在は年に1回ですが職員に徹底的な研修をして、不備がある場合、出納の担当者が原課に返します。さらに添付書類の不備等を監査委員が見ますので、きちんと対応が取れています。

しかししながら、感染予防効果等は、時間の経過に伴い徐々に低下していくことがさまざまあります。研究結果等から示唆されています。

予防効果は、2回目接種から6か月後まで維持されるとの報告がある一方、60歳以上において接種完了から半年以降で重症例の発症率に上昇傾向が見られたという報告もあります。

このようなことを考え合わせると、村民の生命と安全安心を守るため、感染拡大、重症化を予防する観点から、3回目ワクチン接種の前倒しは重要なことと捉えています。

**守屋保志** 3回目ワクチン接種を行なう村民の接種間隔について、対象者ごとの詳細を明らかにしてください。

**村長** ワクチンは、昨年11月24日に診療所に届いています。チソ量が、確保できた日時を明らかにしてください。

**守屋保志** 全村民に対する3回目ワクチン接種に必要なワクチン量が、確保できた日時を明確に示してください。

**村長** ワクチンは、昨年11月24日に診療所に届いています。チソ量が、確保できた日時を明らかにしてください。

**守屋保志** 3回目用の個人のデータが入った接種券は、1月中旬に村に届きました。ワクチン1本につき6人分接種できることから、6か月となります。

**守屋保志** 丹波山村での3回目のワクチン接種は、医療従事者等及び高齢者は7か月、64歳以下は6か月となります。

**村長** 日本で接種が進められているワクチンは、デルタ株等による前倒しを提言されておりましたが、村はどうに捉えています。

**守屋保志** 3回目のワクチン接種を終える予定期を伺います。

**村長** 2回目の接種から6か月から接種をすることとしました。それをお国及び県からできる限り接種の前倒しを求めることから、2週間前倒しし2月14日から接種をすることとしました。

**守屋保志** 3回目のワクチン接種を終える予定期を伺います。

**村長** 2回目の接種から6か月以上経過している方は3月7日に終了します。それ以外の方は、2回目の接種からおおむね6か月経過した時点で接種日程を設けますが、今あるワクチンの有効期限が4月までとなりますので、その後は村外での接種になります。



